

川西市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 26 日

川西市長 越田 謙治郎

川西市条例第 18 号

川西市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

川西市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（昭和 62 年川西市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

〃	川西会館	〃	小花 1 丁目 16 番 13 号
---	------	---	-------------------

第 14 条第 1 項中「及び川西市コミュニティセンター加茂ふれあい会館」を「、川西市コミュニティセンター加茂ふれあい会館及び川西市コミュニティセンター川西会館」に改める。

別表に次のように加える。

川西会館	集会室	250 円	380 円
	会議室	160 円	240 円

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 川西市コミュニティセンター川西会館の供用に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。